

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	軍備管理・軍縮・不拡散への取組		評価方式	総合	番号	8
歳出予算額（千円）	19年度	20年度		21年度	22年度要求額	
（ 当 初 ）	309,641	308,228		322,743	279,398	
（ 補 正 後 ）	309,641	308,228		322,743		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）		▲ 7,510				
歳出予算現額（千円）	309,641 <0>	300,718 <0>				
支出済歳出額（千円）	283,367	284,472				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	26,274 <0>	16,246 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保することが達成すべき目標であり、軍縮・不拡散体制の強化に対する我が国の貢献が達成度合いの測定方法となる。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	国際社会における軍縮・不拡散に対する関心が高まる中で、多国間の枠組み及び二国間での取組の双方において我が国の更なる貢献が求められており、そうした国際的機運を背景に、一層の取組を進めていくことが求められている。					
評価結果の予算要求等への反映状況	核兵器についてはNPT体制の強化等、不拡散についてはIAEAの保障措置の強化や核燃料供給保証をめぐる国際的議論への参加など、我が国の貢献を高めていく上で必要な予算の増額が反映されている。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	軍備管理・軍縮・不拡散への取組					番号	8		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	外務本省	分野別外交費	軍備管理・軍縮・不拡散への取組に必要な経費	322,743	279,398	▲ 13,283	
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							322,743	279,398	▲ 13,283
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計							322,743	279,398	▲ 13,283	



# 政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部

<p>政策名</p>	<p>軍備管理・軍縮・不拡散への取組</p> <p>(政策評価書[施策レベル評価版] 233頁)</p>	<p>8</p>
<p>政策の概要</p>	<p>北朝鮮、イラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安定を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、核兵器については、NPT体制の強化、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、CTBTの早期発効に向けた働きかけ、IAEAの保障措置の強化、核燃料供給保証を巡る国際的議論への参加等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物・化学兵器については、関連条約の普遍化等に貢献している。通常兵器では、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を行っている。また、大量破壊兵器(WMD)等の不拡散について、関連国連安保理決議を着実に実施するとともに、国際輸出管理レジームの強化、PSIへの貢献、域内の取組強化等を実施している。</p>	
<p>政策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【総合的評価】</b></p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★★★</p> <p>(理由)</p> <p>国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、BWC、CWC、IAEA追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際輸出管理レジームの強化、クラスター弾に関する条約の採択、署名、小型武器・武器貿易条約(ATT)構想の総会決議採択、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトの着実な進展等、具体的な成果があり、目標の達成に向けて進展した。</p> <p><b>【必要性】</b></p> <p>核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。また、地雷、クラスター弾や小型武器などの通常兵器は、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後の復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急課題である。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において本施策の目標達成のため有効な唯一の手段であることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【有効性】</b></p> <p>北朝鮮、イラン等の核問題がある中で、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。通常兵器の取引、使用等の規制は一国のみではな</p>	

く、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国際的な枠組みの普遍化・強化が有効である。

### 【反映の方向性】

軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

#### 【目標】

大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。

#### 【目標の達成状況】

評価の切り口：軍縮・不拡散体制の強化に対する我が国の貢献

平成20年度は、例えば以下のとおり、軍縮・不拡散体制の強化において注目すべき進展があり、その実現に際しては、我が国も積極的に貢献した。

(1)毎年、我が国が国連総会に提出している核軍縮決議案(平成20年は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」)が圧倒的多数の支持で採択されたこと及び平成22(2010)年NPT運用検討プロセスの成功裏の始動への我が国の貢献(第1回準備委の議長を我が国の天野大使が務めた)等、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

(2)地域の不拡散上の問題について、我が国は、国際場裏においてより積極的に議論に参加し、かつ他国等への働きかけを行った結果、北朝鮮に関しては六者会合成果文書「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、寧辺の核施設の無能力化等が進められているほか、イランに関しては安保理決議1835号が採択された。また、我が国は、一連の安保理決議を着実に履行してきているほか、輸出管理レジーム等の場でこれら国連安保理の輸出管理関連決議が着実に履行されるよう様々な取組を行うとともに、地域内における不拡散体制の強化に努めた。第16回アジア輸出管理セミナーでは、アジアにおける輸出管理に関し、活発な意見交換に参加した。また我が国は、引き続きIAEAと協力し追加議定書締結に向けた地域セミナーを支援するとともに、核燃料供給に関するセミナー等を通じて、核燃料供給保証を議論する環境づくり等を行うなどし、国際的な不拡散体制の基盤強化の進展に貢献してきている。さらに、第5回アジア不拡散協議(ASTOP)では、ASEAN10か国、我が国、中国、韓国、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論が行われた。

(3)その他、原子力供給国グループ(NSG)、拡散に対する安全保障構想(PSI)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)、核燃料サイクルへの取組、G8グローバル・パートナーシップ等、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて貢献した。

(4)通常兵器では18か国に対人地雷禁止条約(オタワ条約)への加入を働きかけ、小型武器決議で隔年会合等の実施が決定された。またクラスター弾に関する条約(CCM)採択に貢献しこれに署名した。武器貿易条約(ATT)構想につき国連決議の採択に貢献した他、アジア・太平洋地域会合を主催、オープンエンド作業部会(OEWG)に出席した。対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器関連の現場プロジェクトへの支援を着実に進めた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第169回国会外交演説	平成 20 年1月 18 日	国際社会の平和と安定の維持・増進のため、そして唯一の被爆国として、核兵器不拡散条約を基礎として国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に努めます。
	第171回国会外交演説	平成 21 年1月 28 日	先月私（中曽根外務大臣）はノルウェーを訪問し、クラスター弾に関する条約に署名してまいりました。我が国は、被害者支援を含む国際的な取組に引き続き積極的に貢献してまいります。 また、我が国は、唯一の被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、現実的かつ具体的な取組を主導します。2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の成功に向けて、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」を含め、関係国との協力を強化していく考えです。